

【平成26年度 埼玉県東南部都市連絡調整会議 「社会保障・税番号制度研修」】

日時：平成26年7月15日（火）13時30分～16時30分

場所：越谷市中央市民会館 劇場

主催：埼玉県東南部都市連絡調整会議

1. 開会

〔司会〕

これより埼玉県東南部都市連絡調整会「社会保障・税番号制度研修」を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、埼玉県東南部都市連絡調整会議事務局の祖伝と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、主催者を代表しまして、埼玉県東南部都市連絡調整会議事務局長であり、越谷市企画部副参事兼企画課長、佐々木清より、ご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ【事務局長あいさつ】

越谷市の企画課長をしております、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、多数お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

東南部都市連絡調整会議と申しますのは、近隣の5市1町で構成をいたします調整会議ということで、もうかれこれ20年を超えております。ご案内の通り、この5市1町の広域連携を行うということを目的にできている会議でございます。

代表的なものと、「まんまるよやく」といった公共施設の予約案内システム、それから「災害の応援協定」とか、広域で取り組めることをやっということうことで組織されております。

会長が越谷市長ということになっておりますので、その会長がいるところの企画部が事務局をやるということで、越谷の方でこの段取りを取らせていただいております。

さて、本日は、マイナンバーということで、個人番号制度という制度が、いわば国家プロジェクトということでスタートいたします。

昨年5月に法律が施行されて、27年の10月には個人番号を各住民の皆さんに通知をしなければならないということで、もうお尻が決められております。

ただ、制度自体が少し複雑で、なおかつ色々な部署にまたがるという状況の中で、なかなか越谷市としても全庁に渡って取り組みが、まだはっきりと決められてキックオフができていない状況でございます。恐らく5市1町の各市町の方々の体制もどこまで準備ができていないか分かりませんが、なかなかその対応に苦慮されているのではないかなという情報をお聞きしております。

そこで、この東南部都市連絡調整会議で、5市1町の皆さんを対象にした、いわば制度の説明会ということで企画をしたのがこの度の研修ということでございます。

本日は、株式会社 三菱総合研究所の主席研究員、前田由美先生をお招きしております。
色々な制度設計にも係わっておられるというようなことでございますし、この制度全体を、十分把握をされている先生でございますので、是非、先生のお話をお聞き取りいただいて、実績に、私、事務部門としては今日をキックオフにして、しっかりとしたそれぞれの各市町の取り組みを進めていきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

〔司会〕

それでは、本日の講師をお引き受けいただきました、株式会社 三菱総合研究所 主席研究員、前田由美先生をご紹介します。

前田先生は、1982年3月に東京大学を卒業後、民間企業を経て、2003年5月、三菱総合研究所へ入社、現在は社会ICTソリューション本部の主席研究員でございます。

主に、電子政府・電子自治体に関する施策立案、調査、システムコンサルを手がけております。

ここ数年は、総務省「地方公共団体における番号制度の活用に関する調査研究」、「バックオフィス連携による情報連携推進事業」、「社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステム等の運用に係る・調査研究」や、内閣官房「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」等、番号制度の制度設計、システム設計に関する調査研究に従事しておられます。

それでは、前田先生、よろしくお願いいたします。

3. 研修

ただいまご紹介にあずかりました、三菱総合研究所の前田と申します。今日は皆様多数お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、「社会保障・税番号制度」、名前だけは、これまでに耳にしたことはあるかもしれないですけども、制度の概要は、皆様がどのような準備をしなくてはならないかということについてお話をさせていただきたいと思えます。

いつも、こういったお話をさせていただく時に、「あー、また仕事が増えるのかな、やだな」という風に思われてしまうかなという気もしているんですけども、今日はこの制度で、是非皆さんの業務を、効率化していただくと共に、住民の皆さんに、喜ばれるような行政、そういうものを、考えていただくというきっかけになれば幸いなあと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

今日、お話させていただくことは、「番号制度の概要」と、それから「導入の効果」、こんな業務をして、何かいいことがあるのかしらというような思いになってしまわれる方も多いかと思うんですけども、そんなことがないように、是非、目的を、しっかり理解していただければと思います。

それから、「地方公共団体において必要な対応」、「『今すぐに』行うべきこと」ということで、必要な対応については後半の方でお話をさせていただきたいと思います。

それから資料の後ろの方に、「番号法」というのはどういう風になっているのかですとか、あと、皆様の業務の中で、是非お読みいただきたいところ等を解説したもの、それから、またお話をさせていただきますが、番号制度では、これまで添付書類で住民の方に情報を持って来ていただいたと思いますが、それをなるべく廃止して、団体内で情報提携をして、添付書類を持ってくる手間を省こうということが大きな目的になっていますが、その情報連携の仕組み、ちょっとシステム的なお話になりますけれども、その新たな仕組みについて少し解説をさせていただいた資料をつけさせていただきます。

それから、最近になって特定個人情報保護評価をしないといけない、という話を上司の皆様から突然振られていらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そちらも資料でやり方について少し、説明をした資料をつけております。

それから番号制度に関しては、色々な主務省令に、総務省様とか色々な部署が絡んできます。それらのところが今どんな資料を自治体様向けに提供しているかということを一覧にしたものがありますので、それをご参考にしていただければという風に思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、では、お話をさせていただきます。

①「番号制度の概要と自治体における準備」

(1) 番号制度について（制度の概要・趣旨、番号法の読み解き方等）

今日は、番号制度の概要ということで、市民課の皆様、住民課の皆様ですとか、情報システムのご担当の方は、既にこの番号制度というのは何かっていうことをご理解いただけているかと思うんですけれども、初めて番号制度の話聞くという方もいらっしゃるという風にお伺いしていますので、少し、番号制度ってなあに？というところからお話をさせていただこうと思います。

番号制度と言いますのは、国民一人ひとりに、唯一無二の見える番号というものを付番して、国民の利便性の向上と、行政運営の効率化を図ることを目的とした制度です。

国民一人ひとりに、ということなんですけれども、これは、住民票に登録のある方全員に個人番号を付番します。

住民票に登録があるということは、永く日本に住んでいらっしゃる、住民登録をされている外国人の方、外国人の登録制度が今年変わりましたが、外国人の方でも、住民票に登録のある方については、全て個人番号というものを付番することになります。

住基コードというものがあつたじゃないかと思われる住民課の方いらっしゃるかと思いますが、住基コードというのは市町村が住民に対して付番するものでした。個人番号というのは、国が付番します。

これは、総理大臣が付番するということになっています。国の制度です。ここが住基コードと一番の違いになります。

ただ、国民一人ひとりの皆さんの生活の地盤を委託している行政機関ということで、やはり市町村の方が、国民の皆様には番号を書いた通知カードというのをお渡しするのが一番間違いなく完全にお渡しできるでしょう、ということから、番号の通知、個人番号の通知というのは市町村長が行うということになっています。

市長が自ら住民の皆さんのお宅に届けるわけにはいきませんので、皆様方ですね、市町村の職員の方がこの番号通知というところに、一番最初に関わるということになると思います。

個人番号は、国が発行します。実際に生成するのは国の機関になりますが、それを住民の皆様にお知らせするというのが市町村の皆様のお仕事ということになりまして、それが先ほどお話があった、平成27年10月からということになります。

もうあと1年少し経つと、皆さんのところに国から、個人番号を書いた通知カードというのが届けられます。その通知カードというものを、住民の皆様には郵送なり手渡しなりで配っていただく。ここからこの番号制度の運用が始まることになります。

それから、この個人番号というものを使いまして何ができるかということ、例えば国の行政機関、例えば年金機構とそれから自治体の間で、個人番号を使って問い合わせをすることができる。例えば年金種別を知る必要がある事務というようなものについて、年金の種別が分かるような基礎年金番号ですとか、或いは年金手帳を持ってきてください、厚生年金の何か証明を持ってきてくださいというようなことをしていらっしゃるかと思いますが、その添付書類のやり取りを、この方はどんな厚生年金に入っているのかなというのを、年金機構の方に、自治体側から問い合わせをして確認をするというようなことになります。

或いは、例えば草加市様から越谷市様へ転入してきた方がいらっしゃる、転入元の、草加市様での1月1日の所得情報が必要になったというような時に、源泉徴収ですとか、或いは草加市様での課税証明書等を、越谷市に転入していらした市民の皆様に対して、草加市様から所得証明もってきてください、というようなことで添付書類として持ってきていただいているかと思いますが、それをやめて、直接、越谷市様から草加市様の方に問い合わせできる、そういったことを、個人番号というものを使ってやりましょうという制度です。

このやり取りをする時に、ここに書いてあります、「情報提供ネットワークシステム」というものを使って情報の連携をします。この「情報提供ネットワークシステム」というものは、国の方で用意するシステムで、自治体の皆様は国の用意する「情報提供ネットワークシステム」というものに接続していただきまして、閲覧いただいて、情報連携をしていただくことになります。

次に、情報連携なので例えば所得情報を呈した書類、そういうようなことが出来るということになると、国民のみなさんが、情報が何か情報機関から、何か自分の情報をやり取りしているらしいんだけど大丈夫なのかなあ、というような不安に駆られる方が出ていらっしゃると思います。

そこで国としてはですね、「マイ・ポータル」というものを用意することになっています。「情報提供ネットワークシステム」を使ってどの機関がどの機関に対して自分の情報を提供し

たのかというようなことを、「マイ・ポータル」にアクセスすると、誰が・いつ・何の目的で自分のどの情報をやり取りしたのか、ということを確認できるという仕組みになっています。それが「マイ・ポータル」というものになります。

この「マイ・ポータル」にアクセスする時に「個人番号カード」というものを使います。こちらのカードというのは国民一人ひとりに、民主党の時代にはですね、全員配布というようなことがいわれていたんですが、やはり個人の皆様の意思を尊重するというので、「個人番号カード」は希望者の方のみに配布することになっています。

でも、なるべく、これを取得していただいて、そうすることによって、自分の情報が、いつ、何の目的で、どの機関からどの機関に提供されたのかということを知ることが出来る、或いは、もしそれが不正な利用だという風に認めたら、利用の停止を請求することもできるということで、自分の情報をきちっと把握して、自分で色んな請求をできる、差し止めの請求等ができるというような仕組みとして「マイ・ポータル」というようなものが用意されることになっています。

番号制度の概要は、大体こういうようなことになります。

まず、国民一人ひとりに個人番号というものを配って使っていただく。

その個人番号を利用して、様々な機関同士で必要な情報のやり取りをする。その際、添付書類をなくす。

それから、そのやり取りをした結果について、自分の情報が勝手にやり取りされているのではないかと不安に思わないように、自分で自分の情報が管理できる、自分の情報がどうなっているのか見ることができる「マイ・ポータル」というものを用意する。

そこにアクセスするために便利なような「個人番号カード」といったものも作られる。

こういったことが番号制度の仕組みとして、まず大きく理解していただきたいことになります。

ただ、番号制度、とても便利なんですけど個人情報や行政機関或いは地方公共団体がやり取りするわけですから、誰がどんな目的で利用してもいいというわけではありません。

番号制度が利用できるのは、社会保障、まあ福祉ですね、保険・福祉、それから税、それと災害対策、この分野に限られています。この分野で健康保険も福祉ですかね、社会保障、まあ実際の皆様の言葉ですと、健康保健福祉、それから税、災害対策、この分野にのみ、個人番号を入力してもいいですよ、ということになっています。具体的にはまた後だと思います。

そして、この分野で利用するというのは何故かという、この個人番号というものを使って、番号制度によって実現したい社会というのがあるんです。

この実現したい社会というのは何かというと、より公平・公正な社会ということです。例えば数年前に消えた年金問題というのがありましたけれども、ああいったことが起きないようにする、或いは生活保護を、不正に受給する人がいる一方で本当に生活保護を必要とする人に手当てが行かずに、とても悲惨な事件というものが起きていますが、そういったこともなくすようにする。

福祉や税の情報を、情報提携によってしっかり管理することによって、国民の皆様が公平・公正な生活ができるようにする、という社会を作るというのがこの番号制度の目指すべき大きな目標となっています。

先ほど番号制度の仕組み、概要を最初のところで申し上げましたが、もう一度おさらいをしますと、まず付番するということですね。これは国が付番します。

ただ、お知らせするのは市町村ということになります。一番大事なのは「付番」ということです。

国民一人に一つの番号ということで、転出をしても、引越しをしても、一所帯一つの番号を使います。そして、それは見える番号、「個人番号カード」ですとか「通知カード」というようなものに記入されていて、個人が持ち歩いていただく番号ということになります。

これは、住民票を登録されている方全員に配布されまして、住民の基本4情報「氏名・住所・性別・生年月日」と紐付けられた形で個人番号が配られるということになります。

そしてこの個人番号を介して、複数の機関間において、同一の人物の必要な情報を紐付けて双方に活用するという、「情報連携」というものが次に大事なことになります。

そしてこの「情報連携」というものをする時に、使う新しいシステムとして「情報提供ネットワークシステム」というものが作られます。これは、総務大臣が構築・運用するという風に番号法の中で明記されているものです。

「情報提供ネットワークシステム」という名前に、これから皆さんが番号制度の準備をしていただく際に、何度も出てくる言葉かと思えます。ちょっと長い名前なんですが、「情報提供ネットワークシステム」、これについては、これから何度も耳にする言葉だと思えますので、複数の機関間で情報をやり取りする時に使う専用のシステムということで、頭に入れておいてください。

もう一つが、「本人確認」です。情報を市民課の窓口で、ご本人であるかどうかを確認するのは十分にやってきていただいているかとは思いますが、今後、情報連携でその方の情報を別の機関に取りに行くということになりますと、最初に、本人確認を誤ってしまったら、もうとんでもないことになってしまいます。

ですので、これまで以上に、窓口において申請者の方が本当にご本人であるのか、或いはご本人から委任を受けた代理人の方で、その代理人の方も、本当にその代理人の方なのかということをしっかり確認していただく。

全ての情報連携の一番スタートのところでの本人確認というものを、間違えずに行っていたために、個人番号というものを使って、例えばシステムで、参照させていただく時に、個人番号をお伺いして、その個人番号をシステムに入力をしていただいて、その方のお名前ですとか住所ですとか生年月日ですとか、画面上に表示させて、口頭でその方に生年月日をお聞きして、画面に表示されている生年月日とご本人の答えがちゃんと一致するか、そういったことを確認していただいて、間違いなくその方だということを確かめていただく。これがもう一つ、三つの柱といわれているものになります。

付番をして、番号を使って情報連携するところに、入り口のところできっちりご本人確認をしていただく、これが番号制度を支える三つの仕組みということになります。

特に、先ほど少し「通知カード」という言葉と「個人番号カード」という言葉を使い分けていたことにお気づきでしょうか。

「通知カード」というのは、住基ネットが開始された頃に市民課様の窓口に立っていた方は覚えていらっしゃるかと思うんですけれども、半分位いらっしゃるかな、住基コードというものを連絡するために、封筒にその住基コードを書いて郵送したりされたかと思うんですけれど、或いは周りに書いてシールを貼って送られたかと思うんですが、それと同じようなもので、個人番号を、ご本人にお知らせするためのカードが「通知カード」というものになります。これは紙のカードです。住基カードの時とは違って、はがきや封書ではなくて、本当にカードになっていて、これを携帯していただいて、色んな行政の手続に使っていただくというものになります。

それとは別に「個人番号カード」という、ちょっと住基カードみたいなものなんですけれども、ICチップが埋め込まれたカードがあります。

この「個人番号カード」を使うと、公的個人認証、認証の仕組みが付いていて、安全な仕組みがついていまして、「マイ・ポータル」というところにアクセスが簡単に出来て、先ほど申し上げたように自分の情報がいつ・どんな目的でやり取りされたのかというようなことを見ることができる、ということになります。

この「個人番号カード」には、ICチップがありますが、ここの部分は、自治体の方から独自に利用することができるようになっていて、例えば施設予約にアクセスする時のご本人確認ですとか、図書カードとして使うとか、こういった事業も可能となっていますので、今、住基カードで、色んなサービスをしているという場合は、こちらのカードに変わった以降も、同じように利用することができますので、住基カードと「個人番号カード」というものがうまくサービスが停滞しないようにしていただければと思います。

個人番号は、平成28年の1月1日から交付が開始されるんですが、その時に、住基カードを持っていらっしゃる方が個人番号に変えてくださいといったら、交換していただく事になります。住基カードは新たに発行することはせず、今持っていたいただいている方のカードは10年間、或いは写真なしのは4年間使えて、そこで今度は、新しく発行する際には「個人番号カード」に変えていただくということになります。

もちろん、今、住基カードを持っていらっしゃる方でも、この「個人番号カード」を請求することもできまして、できれば多くの皆様に「個人番号カード」を利用していただきたいなということで、政府の方で周知を図っていくということになります。

「個人番号カード」は、表面には、住所・氏名・性別・生年月日が印字されていて、裏面に個人番号が記入されることになっています。

この「個人番号カード」も、県としても使い続ける、国が発行するカードですので、県としても使い続けるというのが原則です。寿命は30年なんですけど、10年間使い続けるということになります。

ですので、転出入の際には「裏面に記す」というような形になるかと思います。住基カードですと、引越し先の新しいところでその新しい市町村のカードに変えるということがございましたが、「個人番号カード」については引越しをされても使い続けるということになります。

ここまでが、番号制度の概要というところなんですけど、ちょっと抽象的なお話でしたのでなかなか頭に入りにくいかと思いますので、導入効果というところに入ります。

具体的に、じゃあどんなことができるのかというようなことをお話させていただこうと思います。

(2) 番号制度の導入効果

今回は、福祉のご担当の方もいらっしゃるということで、「赤ちゃんが産まれました」というところを丁寧にお話させていただこうと思います。

まず、お子さんが産まれた時なんですけれども、出生届けというものを2週間以内に出すことになっていますよね。お子さんが産まれますと、出生届けを出しに市役所や町役場にいらしていただくわけなんですけれども、その時にそれだけのためにいらっしゃるというのではなく、恐らく児童手当の認定請求というのも一緒にしていただくのではないかなと思います。

また、小さいお子さんは、病気しがちです。皆様の市町村でも、子ども医療費助成、或いは乳幼児医療費助成という制度を独自に条例で定めて子どもさんの医療に関してはお医者さんにかかった時、無料で治療が受けられるというサービスなさっているかと思うんですけど、こういった子どもの医療費助成の申請というのも、同時に行う方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思います。

子どもが産まれたということは新たに住民票に登録することですので、住民票に登録すると個人番号というものが付番される。市民課の方は、お子さんが産まれたら住基コードを取得すると共に、個人番号も取得という事務をしていただくことになります。

平成27年10月には、その時にもうすでに住民票の登録をされている方については一斉にお知らせをしますが、その後、お産まれになった場合、或いは他の外国にいらして、日本に帰国されて新たに住民登録をされる方については、その都度、個人番号を取得する。住民票に記載したら個人番号を請求し、個人番号を取得して記入するという事務が発生します。

個人番号の請求はですね、「地方公共団体情報システム機構」というところにしていただくことになります。住基ネットを運用しているところですね。この3月まではLASDECでした。4月から「地方公共団体情報システム機構」というところに請求をしていただくことになります。

ちなみに他の窓口もそうですけど、後ろの方にある住基ネットのCSという端末があるかと思いますが、そちらを使って個人番号の請求をしていただきます。まずそこで一つ事務が変わります。

そして、個人番号を取得したら、住民台帳に記載すると共に、庁内の情報システムで、例えば児童手当ですとか、それから子ども医療費助成をやっているシステムで、個人番号で検索できるようにしておいていただければ、このような手続きをまとめて行っていただくということができるようになるかと思えます。

もちろんそのためには情報システムの整備というものがつきものなのですが、あと、子ども医療費助成は行政で提供しているサービスですので、行政で子ども医療費助成について個人番号利用しますよと、条例の中に書いていただく必要があるんですが、そういう整備をすることで、3つの手続きをまとめてすることが可能となる、また、添付書類をいただく等という手間を省くメリットが個人の中に生まれます。

具体的に申し上げますと、出生届けは最初、戸籍で書いていただきます。お名前を書いていたか分からないので、お子さんの氏名・産まれた日・世帯主の氏名、住所・生年月日、お父様のお名前・生年月日、お母様のお名前・生年月日というようなものを書いていただく。そこまではこれまでと変わらず、今まで通りです。

ただ、そこで、住民登録をすると、個人番号が付与されますので、次に、児童手当の認定請求をしていただく時に、同時に手続きができるようになっていくかと思いますが、請求者の方のお名前ですとか、それからお子さんのお名前、世帯主のお名前等を申請用紙にもう一度書いていただいているのではないかと思います。それを止めましょうということですね。

システムの中に個人番号を入れて、児童手当のシステムの中に個人番号を入れておくと、申請書に個人番号を使って、その児童手当を請求する方の情報がもうシステムから呼び出すことができるようになります。そうしていただく必要があるんですけども、児童手当の認定請求を、申請者の方に手書きで書いていただくのではなくて、システムから必要な情報を取り出して、申請に必要な情報を全部印字した児童手当の認定請求書というのを作って差し上げて、こちらで申請書を作成しましたので内容をご確認くださいとあって、その申請者の方にご確認いただいて、その記載内容が間違いはないかと、それから、認定申請をするという意思を確認していただいたら、署名・捺印していただいて、そして受理をする。何度も同じことを書かなくても必要な情報は市のシステムの中に入っているんで、そこから取り出していただいて、必要な書類を作ってください。

こういうことができるようになるというのが、或いはその為の準備をしていただくというのが、今回やっていただきたいこととなります。

また、子ども医療費助成の場合は、健康保険の種別ですとか、それから年金の種別も必要になるかと思えます。ですので、今は健康保険証の写しを持って来ていただいたりしているかと思うんですが、こちらについても、申請書はもちろん必要な情報をシステムから出力して、必要な情報を備えた申請書を作ってください、それを住民の申請者の方に見ていただいて、意思確認と内容の確認をしていただいて、署名・捺印いただくと共に、加入している健康保険の種類ですとか年金の種別も健康保険組合の方に、「情報提供ネットワークシステム」を使って、直接聞きにいただくとすることが可能となります。

それが番号制度で提供される「情報提供ネットワークシステム」というものの役割になります。「情報提供ネットワークシステム」というものを使って、その申請者の方が加入している健康保険組合の方に直接問い合わせをして、間違いなくその方の健康保険の組合者であるということを確認する、或いは年金機構に「情報提供ネットワークシステム」を使って情報照会をして、その方が間違いなくその年金に、厚生年金に入っているということを確認していただく。

その次は、この子どもの産まれたという届けに来てくださった方は、最初に一回、出生届けを手書きで記入すれば、その後はもう何も書かなくても自分の意思と、それから内容を確認するだけで、この3つの手続が同時に完了、ということになります。

お子様が生まれて、この乳幼児助成も申請できるのか、だったら健康保険証のコピーも持ってくれば良かったな、とって一回お帰りになっていったというようなこともあるかも知れませんが、そういったこともなくなるということになります。

こういうサービスを、全住民の方に提供して差し上げて、そして住民の方に喜んでいただく事ができるような世の中を作っていただきたい。それがこの番号制度の目的の一つ、非常に大きな目的の一つになります。

このことは、住民の方に喜んでいただくというだけではなくて、手続きの効率化にも繋がるかと思えます。

今、皆さんの3枚の用紙、出生届けの場合は「出生届」、それから「児童手当認定請求」、「子ども医療費の控除申請」、3つの書類を住民の方に手書きで書いていただくと、それらのシステム、業務システムに間違いないように気を使いながら入力していただいているのではないかと思います。そうすると、入力の間違ひがあると、市民の方に、住民の方にご迷惑をかけてしまうので、間違えないように入力する。そもそも入力する、手書きのものを見ながら入力するという業務をされているかと思うんですが、システムの中に、もう必要な情報が入っていますので、例えばご両親のお名前ですとか住所・氏名・生年月日といったことが、住民記録の中に入っていますよね。

住民記録のシステムと子ども医療費のシステムが繋がってれば、もう一度手書きで書いていただいて記入をするというような必要がなくなります。住民記録のほうから呼び出していただければいい。

それから児童手当のために所得情報が必要になりますが、その所得も、源泉徴収票等を持って来ていただいたり、或いは事前に、その請求の確認のためにあなたの所得情報を見ていいですかというチェックとかしていただかなくても、番号制度という枠組みの中で、庁内のシステムで、システムを使って所得情報の確認ができますので、それをまた転記したりする必要がないということになります。

手書きで書いていただいたものを入力するのではなくて、一度入力された情報は庁内のどこかのシステムに入っていたら、それをシステム同士で連携させて活用する。これによって皆様の業務も心理的な負荷、或いは時間的な負荷というものを避けていただけるのではないかと思います。

そのことによって、システムに出来ることはシステムにやらせて、是非、皆さんの、住民の皆様との対応の時間を少しでも増やしていく、相談型の窓口サービスという風に変えていただければ、住民の方の喜びになるのではないかと思いますし、またの皆様も、機械を相手にするのではなくて、人間らしいサービスというのができるのではないかと思います。

また、添付書類というのを受け取ってしまうと、その保管というのもある意味手間です、保管コスト・作業も必要ですし、場所も必要になってきますが、これも、添付書類をそもそも受け取らないということになりますので、この保管の手間やコストというものも必要なくなるかと思えます。

今、出生届一つ取っただけでも、これくらいの手続きが一つになる、3つ書いていただくものが1つで済む、ということになりますので、これがほかの業務にも色々生かしていただければ、書類の数のすごく少ない世界ができるのではないかと思います。

更に、こちらはどうなったのかと思うんですが、例えば東日本大震災の時に、住基ネットの開放ということで、住民の個人情報や被災者の方が使えるということでデータを開放させたんですが、実際にはデータの形が違って、受け取っても利用できないというケースが多々ありました。

今回、番号制度では、国の機関、例えばハローワークですとか直轄の年金機構、或いは健康保険組合といったようなところ、共済組合ですね、そういったようなところと全国の都道府県市町村とが情報共有ということになりますので、そこで流通させる情報につきましては、データの標準化ということが書かれています。

ちょっと情報システムのご担当の方には、そのデータの標準化のところシステム改修という手間が発生しますが、一度、データの標準化をしておけば、庁内でもデータの標準化が進む、地方でのシステムと福祉のシステムと住民記録のシステムの間でデータの標準化が進みますので、新しいシステムを導入する時にも、或いはシステムの更新、システム交換する時にも、データの移行というものに悩まされずに済む、ということが番号制度そのものの、制度そのものの目的ではないですけれども、番号制度による情報連携を実現させるためにデータ標準化というのをしますので、このようにシステム交換等をする時に、移行コストというものが非常に楽になるかと思えますし、新しいシステムを入れる際のデータも同期についても、この番号制度によるデータ標準を使っていただくということが可能になります。

それから、ここから先はちょっと未来型な発想なんですけれども、例えば「マイ・ポータル」というもの、「マイ・ポータル」では自分の情報が、いつ・どんな目的でということを確認することができる仕組みと申し上げましたが、「マイ・ポータル」については、実は、プッシュ型のサービスですとか、それから電子請求、そういったワンストップサービスも活用ができるような仕組みとして整えるべしということが番号法の中に、プッシュ型のサービスですとかワンストップのサービスができるような検討をなるべく早く行うべしと書かれています。

最初は、自分の情報がどのような目的で提供されたのかを確認したり、その利用を差し止めたりする請求だけしかできないんですけれども、法律の中でちゃんともう、プッシュ型サービ

スやりなさい、やるための研究をしなさいと書かれていますので、すぐにできなくても、やがてはプッシュ型のサービスやワンストップのサービスができる仕組みを、国から提供されます。

ですので、是非、それを、地方公共団体の皆様、市町村の方々にですね、創意工夫して使っていただければというのが今日のお願いのひとつです。

例えば、先ほどの出生届、今は一度行政に足を運んでいただかないといけないんですが、例えばこれが「マイ・ポータル」でできるようになると、出生届を出すときにはこういう事もできますよというようなお知らせをプッシュ型でしておくことができる。それで、「マイ・ポータル」の中からワンストップで3つの申請をする。

或いは、お子さんが産まれる方に対して、次の三ヶ月検診がいついつやりますよというお知らせをする、予防接種がいついつありますよというお知らせをする。そして、予防接種の申し込みができる、というようなところまでが「マイ・ポータル」を使って可能となる仕組みだけは国から提供されます。後は使い方を是非、市町村の皆様に考えていただければと思います。

またですね、情報連携というのが可能になりますので、今の法律を見ても、情報を少し工夫していただければ、可能ではないかと思うんですが、例えば乳幼児の健康情報、検診の情報ですとか予防接種の情報というのは市町村さんが管理しています。健康センターですとか保健センターの方で乳幼児健診をしたり、或いは無料で予防接種を受けていただくんですが、その費用をお支払いするにあたって、費用の助成をするにあたって、どのお子さんが予防接種を受けたという情報を自治体の方で管理されているかと思いますが、それが、恐らくそこは就学前で切れてしまって、その後、学校に行くと、学校で健康診断とかをなさいますから、今度は健康診断の情報というのは、市町村から教育委員会の方に、或いは学校単位で管理することになるかと思います。

そのものを、どちらも市が管理しているわけですから、そこを連携していただくと、産まれてから公立学校にいる間はずっとそのお子さんの健康情報というのを引き継いでもっていくということが出来るかなあと思います。

例えば予防接種で、第1回は乳幼児の時に受ける必要がある、第2回は小学校に上がってから受ける必要がありますというような時に、お母さん方が、お子さんが就学前くらいまではちゃんと母子手帳を保管していて、それを見ながら子育てされているかと思うんですけれども、大きくなってくると段々、母子手帳もどこへ行っちゃったんだっけっていうような世界になった時に、ちゃんと自治体の方で、あなたのお子さんは第1回の予防接種をいついつ受けた、第2回はいついつの時期に受けてくださいね、というようなお知らせを「マイ・ポータル」からすることができるようになるかと思います。

そういった、次なるサービスというのも是非考えていただけると番号制度というものが、やらされて対応するというのではなくて、住民の皆さんに、喜んでもらうために、「個人番号」や「情報提供ネットワークシステム」や「マイ・ポータル」を利用したらどんなことができるんだろう、どうやったら市民の皆さんに喜んでもらえるだろう、更に、喜んでもらえる、そして自分達の業務も効率化ができて、もっと人間らしい仕事ができるんじゃないか、というよう

に少し夢膨らませて、考えていただきながら、対応の準備をしていただければという風に考えています。

この後は、今の番号制度、番号法の中で実現することが少し難しい部分になりまして、是非、こんなことは条例を定めたらできるんじゃないかということをごの皆さんと一緒に検討いただければと思います。

また後ほどお話しますが、実は、地方公共団体はこの新番号の利用に関して、番号法の中で定められていること以外に、条例を設けて独自に利用することができるということが法律の中に書かれています。

番号法の第9条に、「地方公共団体は健康保険、福祉、税、防災、について個人番号の利用を条例に定めて独自に利用することができる」という条文がございますので、今いったようなことも、全く夢というわけではないんです。

番号法だけだところまでは実現できませんが、今は全部健康福祉ですので、これは条例で定めるという位置づけだなと思います。

また、次、税、同じように、例えば今、特別給付金じゃないかと思うんですけども、ああいふ、皆様から恐らく税ですとかを申請を受けて、すいません、集金をするんですね、納税していただくという仕組みはこれまで長い歴史の中でしっかりとできているかと思いますが、或いは保険料を、保育料を払っていただくとか。

ですが、住民方にお支払いするということは減多にないことですので、こちらで苦勞されている方、苦情も多クいただいたかと思うんですけども、例えば、指定金融機関さんのシステムとこの福祉のシステムですとか税のシステムを接続してしまう、データ連携してしまうと、住民の方にとって、固定資産税払ったかなとか保険料振り込んだかなとか、色々なバラバラに管理されているものを指定金融機関さんの口座と連動させれば、いつ、市に払うお金が請求が来るのか、或いは市から振り込まれるお金はいつ払い込まれるのかといったようなことが、今、多くの皆さんがもうネットバンキングですとかを使われて、スマホですね、色々なサービスを受けられている方がどんどん増えてきています。

そういう方でも、指定金融機関さんと連動することによって、その「マイ・ポータル」とネットバンキングのお知らせを連携させれば、住民の方にとって振込みのお知らせ等もできますし、また、こちらから、納税の通知、納税通知書、もちろんお送りはするんでしょうが、納期が近付きましたよとか、或いは納期が近付いたけれど口座にまだ振込みがないんじゃないでしょうかとか、ちょっと督促には、督促はみんな企業ができないことになってはいますが、それに近い、その方の忘れてしまつて滞納してしまうということを未然に防ぐようなサービス、お知らせがあれば忘れなかったのに、というようなサービスに、実現できるのではないかと思います。

まあこれは、番号制度の中には、指定金融機関というような民間の銀行との連携が、今のところできないことになってはいますが、これも、番号法の中に「3年以内に民間企業を含めた拡大・検討を行うこと」というのが定められていますので、3年先というと遠いような気もしま

すが、準備を考えると、今からこういったことも地元の銀行さんと話し合ってみていただくと、実際に法律が平成31年、32年くらいに改正させたら、全国でいち早くこういったサービスを提供する自治体ということで、この東南部都市連絡調整会議というのが、一躍脚光を浴びるのではないかという風に思います。

少し、すごく先というわけでもありません。番号制度が開始されて3年以内に民間企業、その中でも銀行というのは、今、医療機関と並んで一番、利用拡大が有力という風に政府でも期待されている機関です。国民の方の信頼も厚いですよね。お金と命を扱うところ。こういったところから利用拡大されるのではないかという風にいわれています。

自民党の議員の方々も、こういったところの検討を進めていращやるようですので、宙に浮いたような国の議論ではなくて、是非皆さんの日々の業務の中からこういう改善策というのを提案していただければ、国の方も市政の方も動きやすいですし、銀行さんも、自分の口座を拡大するサービスになるということで、喜んで検討に参加していただけるのではないかと思います。

これは少し先の話になりましたが、もう少し身近なサービスというか、対応というと、例えば災害対応、今でも被災地に職員の方を派遣していращやる団体さんもいращやるのではないかと思うんですけれども、他の自治体に応援に出かけても、これまでですと、その業務のやり方がローカル色が強くて分からない、或いはデータを見ても、入力方法が全然違うので派遣先の職員さん、被災地の職員の方にちょっと聞くのも手間をかけてしまうんじゃないかと遠慮されたりとか聞いたことがあるかと思うんですが、データ標準と先ほど申し上げました、番号制度によって情報連携をするということになりますと、データが標準化されるということに加えて、やはり、どのタイミングで情報連携すれば必要な情報がすぐに入手できるのかといったことが、どの自治体、市町村様でも同じ業務をしていけば、同じようなタイミングでその情報が必要になってくるというようなことになってくるかと思えます。

今までは、個別個別で業務をやって、添付書類を持って来ていただくということなので、色んな対応のやり方があったんですけれども、これからは情報連携をするということになって、例えば転出入があった時の転入後の転入先で情報連携をするということは、全国の市町村で行われると、全国の市町村で転出入の時の情報、このタイミングで必要なんだよね、というようなことって、恐らく同じ地方税の制度の中で動いているわけですから、ある程度の共通化というのに進むかと思えます。

そして、システムが標準化されてデータの方も標準化されていますので、応援に駆けつけた時に、多少戸惑うことはあっても、それほど大きな業務の違いというのはなくなってくるのではないかと思います。

こういう被災というのは、あってはなりません、可能性がゼロではない災害時等も、すぐに手伝える、すぐに応援してもらえらるっていう状況が、生まれやすくなるのではないかと思います。

こういった、影のことも番号制度というのは役に立つと思いますので、こういった業務の流れを、番号制度に合わせて、業務の流れを少し見直していただく必要があるかと思うんですけども、こういうのは嫌だなんていうことだけではなくて、これによって、災害時の対応の時に役立つんだということを少し思い描いていただいて、少しでも番号を利用して効率化できることというのを増やしていただくと、準備についても、じゃあやろう、という風になっていただけるのではないかと思います。

それから、最後にもう一つ、実は番号制度では、市民の方々のサービスということだけではなくて、職員の皆様に対する業務での変化に影響があります。

一つは、個々の企業の従業員等の給与や保険関係って書いてあるんですが、皆様職員の方への給料の支払いの支払い報告書、或いは消防団ですとか、或いは今日のような講演とか、或いはチラシを作りました。そこにデザインをしてもらいましたとか、そういった時のデザインとかを、個人にお支払いする時、お支払い調書に個人番号を記入するというのが番号制度の中で義務付けられています。

逆にいうと、支払い調書に個人番号が書かれますので、何か所得についての問い合わせをする時に、その方のお名前や住所だけで検索するのではなくて、個人番号で検索しますので、基本4情報、全て間違いなくヒットさせる事が可能になります。誤って他の人に督促状を出したりということとはなくなるわけですね。

ですので、そういったお支払いするとか、そういうところにも関係してきます。それは便利になると共に、住民サービスをされている方だけがこの番号制度で影響を受けるというわけではなくて、対職員の方の業務、或いは個人の方への支払いをされているという財務関係ですとか経理ですとか、そういった方に、実はこの番号制度で影響を受けることになります。

また、保険関係と書いてありますが、皆さんの場合は公務員労災に入られているかと思いません。この共済に加入する時の加入届、それから標準報酬月額、標準報酬月額の届け、賞与の届け、要は共済の保険料の計算に必要な書類、これにも個人番号を記載することになります。

それから、一般民間企業の皆さんの場合は、失業保険に関する労災の雇用保険の加入の時、それから辞める時にも個人番号を書くことになります。皆さんの場合は、地方公務員災害保障ですかね、に、入られる時の加入の時に個人番号を書いていただくことになります。

そういった、職員の方の福利厚生、給与等の事務をやられている方も個人番号の記入というのが必要になってきますので、私は住民サービス関係は、全然やってないから番号制度関係ないわ、っていうわけではなくて、内部業務といわれるもの、財務会計、人事給与、そういったものを担当されている方も、関係業務が発生しますので、一応ご注意いただきたい、という事を踏まえつつ、その事をやることによって、給与支払いの報告についての質問ですとか、それから保険料に関する質問というのが、個人番号で対応していただけることになります。

例えば、ハローワークに対して、この人本当に退職したのでしょうか、国民健康保険に入る際に、退職の届けの証明というのが必要になると思うんですけども、それを忘れてしまいました、健康保険証、もう、会社に渡したのでそんなものありません、離職票、それ、ハローワ

ークに出しちゃいました、というような方がいらっしゃった場合は、その中の個人番号でハローワークに問い合わせをすることができるようになります。

ですので、住所や氏名とか、ハローワークさんは、実は職業の年齢不問・性別不問という原則から、ハローワークではその方のお名前やちゃんとした住所、正確なデータというものを持っていないんですけれども、ですので、本当にその方なのかを電話でやりとりされて、ご苦労なされた方もいらっしゃるのではないかと思うんですが、個人番号を伝えれば、たちどころに検索をしていただけるということになりますので、そういった事務をやられている方、職員に対してはそういう個人番号を書くという必要がありますが、住民の方に対して問い合わせをする時に、個人番号で問い合わせができるということになりますので、この給与ですとか、それから共済保険、或いは社会保険、労災保険、公務災害補償、こういうところでも個人番号を使うということで、合理化されることができます。

更にいうと、合理化するためにちょっと準備をしていただく必要もあります。

ということで、このような事務をなさっている方についても、個人番号の影響が出ますので、少し住民の方対応だけじゃないということ、ご理解いただければという風に思います。

こういったことで、準備は必要なんです、準備をしたらそれなりに、役に立つ、市民の方、住民の方にとっても喜ばれるし、或いは皆さん自身が問い合わせをしたり、添付書類を保管したり、或いは入力をしたりという業務から開放されるという良いこともあります。

そういった事を考えて、是非、この番号制度に対してご準備をしていただければという風に思います。

後半で、地方公共団体において必要な対応ということをお話させていただくんですが、ざっと、どんなことが必要なのかというのを項目だけお出しして、前半を終わりたいと思います。

(3) 情報連携の仕組み

まず、国と地方の関係です。

番号法の中で、19ページというところで、番号法で、国の役割・地方公共団体の役割ということが、番号法の第4条、第5条に記載されています。

第4条は、国の義務ということで、「国は番号を利用するための環境整備を行う」ということが定められています。これは具体的には、「個人番号」を生成する、或いは「情報連携のための情報提供ネットワークシステム」を構築・運用する。それから「マイ・ポータル」を利用するための「個人番号カード」を作成する。これが、国が行う他のものを利用するための環境整備ということになります。

一方、地方公共団体、都道府県・市町村の皆さんには、番号を「地域特性において、自主的・また主体的に利用すること、というのが、地方公共団体の責務」ということで、第5条に明記されています。

環境は国が整備しますので、利用については地方公共団体の皆さんが考えてくださいという、法律の仕組みになっているわけです。

これは、やはり、市町村の皆さんが国民の方と接する一番身近な機関であるということが、こういう決まりになっています。住民の方と、一番身近に接するところで、住民の方の利便性の向上を考えていただきたいということです。

逆にいうと、住民の方から苦情を一番たくさん受けていると思います。また、こんなこと書かせるの、えっ、添付書類がいるの、あの窓口に行って、さっきこれ書いてきたばかりだよってというような苦情を、皆さんが受けることが一番多いのではないかと思います。ですので、そういうことがないように、自分達が苦情をいわれて困っていることを番号制度に沿って、個人番号を使って解決する。或いは住民の方に喜んでもらえるようなことを、この番号を使ってやる、というようなことが皆様にとって責務として書かれているんですけども、実際に国が考えるよりも、皆さんで考えていただく方がより具体的な、より役に立つサービスが提供できると思いますので、こういう役割、ということで、環境は国、利用は市町村ということでお考えいただければという風に思います。

そして、個人番号は、国が生成する、環境整備をするんですが、実際に住民の方にお知らせするのは市町村になります。

市町村の皆さんに一旦、個人番号をお知らせするためのカードが「通知カード」です。通知カードというものを、住民の方にお届けするということになります。

今、通知カードについては、J-LIS、先ほどおっしゃってた地方公共団体情報システム機構というところがまとめて準備をして、そして世帯単位に封入して、それを市町村に届けるというような流れで、住民に通知するということが検討されています。

具体的には、J-LISさんから住民担当の方にお知らせが来るかと思いますが、平成27年10月から通知をするためには、平成27年の10月までに、その世帯単位に分けて封入するということをJ-LISさんがやりますので、J-LISさんは世帯情報を持っていません。世帯情報をもっているのは市町村の皆さんということになりますので、J-LISさんに対して世帯情報を、渡すということが発生するのではないかという風に、今、検討されています。

その渡し方等については、今、検討中ですが、そんなようなことで、平成27年の夏くらいにはJ-LISに世帯情報を渡さなくてはならなくなってしまうので、平成27年10月から通知業務が開始されるということではなく、それまでの準備というのにも必要になってきます。

多分、平成27年の、3月・4月、年度明け、年度当初の、住民移動が落ち着いた頃に、世帯情報をクリーニングしていただいて、それをお渡しすることになるのではないかと思います。

まだこれは明確に皆さんにお知らせが来ていないとも思うんですが、その時に、色んな具体的な情報がお知らせで来ると思います。ちょっと心に、心がけていただければと思います。

それから、通知カードをお渡しする時に、これもJ-LISの方で準備をしますが、個人情報カードの利用申請書というのを、個人情報カードの申込書も一緒に作成して封入して、市町村さんにお渡しすることが予定されています。

その個人番号を、個人番号カードの利用申込書を一緒に送付いただいて、申し込みを受け付けていただくというの、また、市町村の方のお仕事になります。申し込みを受け付けていた

だいて、それをJ-LISに渡す、そうするとJ-LISの方で個人情報カードを生成して、また市町村の皆さんにお渡しするか、或いは直接、郵送という形になるかと思えます。

個人番号カードの申し込みの受付というのは市町村ということになります。

それから何度か申し上げておりますが、個人番号の利用は平成28年1月から開始されます。1月からは本当に個人番号を利用した事務を行っていただく必要があります。

例えば1月4日、年始の業務が発生して、その日にお支払いが発生するとします。どなたか個人の方にお支払いが発生するとします。そうすると、1月4日、皆さん業務開始直後にすぐに、もう、支払い調書に個人番号を記入するという必要が出てきますので、1月明けから、すぐに個人番号が必要になります。

それから、職員の皆様方の年末調整は平成27年の12月からとなりますが、平成27年の給与支払い分から、最後の年末調整に行くときに必要な情報というのを、個人番号で管理していただくということになります。

それから、住民の方からの申請に対しても、個人番号で管理していただくというのが、平成28年1月からになります。

そのための準備が、平成27年10月くらいから通知することで開始されるわけですが、通知に必要な世帯情報の整理等はもう少し前、夏ぐらいにさせていただくということになります。

それから、情報提携、地方公共団体の市町村間ですとか、或いはハローワーク、或いは年金機構、或いは健康保険組合、或いは共済、といったようなところと情報のやり取りをするための新しい仕組み、これは総務大臣が設置・運営する「情報提供ネットワークシステム」というのを活用します。

ですので、健康、保険、福祉、税に関する業務の中で、個人番号を利用するという風に法律で定められたものについては、その業務システムを、「情報提供ネットワークシステム」に接続するための準備というのが必要になります。

情報提携は、番号開始から1年半後、平成29年7月から運用されることになります。平成29年の7月から、情報提携が可能となります。番号の利用は28年の1月からですが、情報提携は平成29年7月からということで、少し時間的に余裕があるように思われるんですが、情報提携のためのテストというのが必要になります。ということの後ほど、そちらについてはお話をさせていただきたいと思えます。

以上、ざっと番号制度というのはどういうものなのか、そして、個人番号というのを利用して情報連携することで住民の皆様にとってどんな良いことがあるのか、また、職員の皆様にとってどんな良いことがあるのか、役に立つのか、一工夫すると更に良いことがあるよね、っていうところをお話させていただきました。

そのために必要な準備というものについて、研修の後半でお話させていただきたいと思えます。

前半ですけれども、以上で、私の方からは終了とさせていただきますが、ご質問をこれから少し、せっかくの機会ですので、ご質問があればお答えしたいと思います。

〔司会〕

前田先生ありがとうございました。

ここで、第一部が終了いたしましたので、質問をお受けしたいと思います。

ご質問がある方は、挙手をしていただきまして、こちらの方からマイクをお渡ししますので、市町名と所属課、それから氏名を伝えていただいてからご質問いただきますよう、お願いいたします。

それでは、質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

「松伏町です。どうもありがとうございました。

二点ほどちょっと確認したいことがあるので、ご質問させていただきます。

まず一点目が、ちょっと私も詳しくないんですが、住基カード、今多分、運用しているものだと思うんですが、そちらと個人コード、今度コードになってしまうと思うんですが、システム上、何か似たようなものって私は思うんですけども、どうして新しいシステムを作り始めたのかっていう理由が、もしお分かりになりましたら教えていただきたいというのがまず一点。

二点目が、運用開始から1年半後に他の機関との情報連携が始まるということなんですが、例えば、こちらから越谷市さんの方にこういう情報を教えてくださいということを、システムを通じてお願いをした場合、どのくらいの時間でお返事が返ってくるのかっていうのを、分かりましたら教えていただければと思います。」

〈前田先生〉

ありがとうございます。

まずあの、住基カード・住基ネットとの違いなんですが、住基カード・住基ネットというのは市町村さんが運用主体という仕組みです。住基コードも市町村さんが交付されますし、住基カードもそうです。

そして、住基ネットというのは、市町村さんが運用すべきところを、LASDECに運用委託して全国で住基ネットを運用する、統一的に運用するというのをLASDECがやっている、ということになっていました。

個人番号というのは、この番号制度が国の制度ですので、個人番号を生成するのも国、それから個人番号カードを作成するのも国、ただ、お知らせや交付は市町村長様のお役目となっています。

そして、技術的には、住基カード・住基ネットと個人番号カード、住基ネットのところは全く同じです。

個人番号カードについては、住基カードの時にはなかったですね。技術的にオンライン認証という仕組みが追加されます。

ただ、それが市町村の皆様にとってはあまり関係ありません。個人番号カードを生成する時に、国の方で、今は電子署名の機能しかないですが、マイ・ポータルにアクセスする時に、オンライン認証というのが必要になりますので、そのオンライン認証の仕組みが追加されるということになります。

カードリーダー等に関しては、今、住基カードのカードリーダーと同じで構いません。

ということで、新しい仕組みを全く別途に作るというのではなくて、住基カード・住基ネットが個人番号カードに置き換わると考えていただいてもいいんですけども、その仕組みを活用したのが、新しい機能を国の方で付け足して運用していくと。

ただ、運用自体が市町村様から国に変わるという、ここが一番の違いになります。

それから、情報照会して、回答までにどのくらい時間がかかるかということなんですけど、まず、後でもお話ししますが、他の機関に問い合わせをすることを「情報照会」という風に、法律の中で定義づけられています。

そして、情報照会を受けたら、必ず回答しなくてはならないということも、法律の中で義務付けられています。

照会を受けたら回答を返すことを「情報提供をする」という風に、言葉は定義づけられています。

情報照会とか情報提供というのは、番号制度の中では一般的な言葉ではなくて、法律の中で定義された言葉でございます。

情報照会を受けたら、必ず情報提供をしなければならないということになっているんですが、業務の途中で、照会を受けて、今窓口で問い合わせ対応等しているのに、情報提供をしなくてはならないというようなことがあると、業務が回りませんよね。

じゃあそれストップして待っていると、情報照会した側はちょうどその請求が来て、申請が来て、すぐに通知を出さないといけない、結果を出さないといけない、いつまでも待ってられない、そういうことになりますので、情報提供をするものに関しては、あらかじめ中間サーバーというものに、回答電文をあらかじめセットしておくということが決まりになっています。

そのために情報システムの方は、ベンダーさんと一緒になって、少し準備が必要になります。

情報システムから、中間サーバーに、情報提供に必要なデータをデータ標準の形であらかじめセットしておく。それによって、情報照会を受けたら、中間サーバーが自動的に提供電文を送信する。もう、システム処理する、という形が情報提携の基本のパターンとして位置づけられていますので、このネットワーク上に障害が何か発生しない限り、照会をしたらすぐに解答が来ると考えていただいて構いません。

「ありがとうございます。」

〔司会〕

他にご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

「ありがとうございます。草加市です。

独自事業について、ご質問させていただきたいんですけども、例えば草加市で独自に条例を制定して、利用するように、これは多分、他の市会にはない情報の場合があるものです。そのような場合は、やっぱり、自分の市会の中だけのものになってしまうのでしょうか。そうすると、あまり、独自の条例の制定が進まないかなと思ったんですけども。

よろしく願いいたします。」

〈前田先生〉

まず、独自事業に関しては、基本はその自治体さんということになるんですけども、同じ条例の元に同じ制度をそれぞれの県下の団体さんが整備して、その整備した条例が同じものであれば、情報連携も可能とする、というような検討がなされていて、それを許可するかどうか、判断をするために、今、多分、市町村側に独自条例の希望調査というのが国の方からされているかと思います。

同じような、同じようなといっちはいけませんね、厳密に同じサービスを、いくつかの市町村さんが同じ条例を作って、個人番号利用する場合には、国の方も「特定個人情報保護委員会」というところがあるんですが、そこが照合すれば、その同じ条例を作っている団体さん間で、情報連携は可能するというのを今、検討されているようです。

そのために、本当にそういうことをするところがあるのかしらという調査を、今、国の方でしているということを聞いているんですが、逆にそういう調査って来ていませんか。

ええと、独自条例調査というのが恐らく今、まさにされているかと思います。独自条例の調査というのを国の方が、今、していて、同じ独自利用があるのであれば、それはその団体間での連携を承認すべく検討することで動かしています。

「ありがとうございます。」

〔司会〕

他にはいらっしゃいますでしょうか。

もし、今いないようでしたら、第二部の終了後にも質問のお時間、ご用意しておりますので、そちらの方でもよろしく願いいたします。

それではこれより、15分間の休憩をとりたいと思います。

あちらの会場の時計を基準としまして、15：15スタートとさせていただきます。

それまで休憩とさせていただきます。よろしく願いいたします。

～休憩～

②「特定個人情報保護評価に向けた準備」

(1) 自治体における番号制度導入に向けた準備について

では、後半、地方公共団体における番号法の対応ということで、先ほど概要を申し上げましたが、もう少し詳しくお話をさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、番号を利用するための環境整備を国が行いますが、利用に対しては、是非、地方公共団体の皆様に考えていただきたいということです。

具体的に、じゃあどんな準備が必要なのかということなんですけれども、まず、個人番号を利用して、特定個人情報が何かと言いますと、個人番号を含む個人情報のことを、特定個人情報と言います。

これは、法律の中で定義されています。特定個人情報というのは、個人番号を含む個人情報のことです。明確に定義されていますので、この特定個人情報という言葉、この後よく使うようになると思いますので是非覚えてください。

個人番号を含む個人情報のことです。

こちらの扱いは、個人情報保護条例を整備していただく必要がございます。具体的に申し上げますと、文書法令ご担当の方、特にここ、ご留意いただきたいんですが、番号法の29条と30条に、行政機関の個人情報保護法についての読替え規定というのが記載されています。個人情報保護法を、行政機関の個人情報法の読替えというのが、番号法29条と30条に記載されています。

行政機関の場合は行政機関の個人情報保護法が読替え規定で可能となるんですが、地方公共団体の皆様は、それぞれの団体ごとに個人情報保護条例を定めていらっしゃるかと思いますので、その読替え規定にあたる所を、個人情報保護法の方で、読替え規定にあたる部分を団体ごとの個人情報保護条例の方に、読替えを反映されるように、条例改正をしていただく必要がございます。

こちらもう、具体的に読み替え部分を条例に反映させていただければいいですが、まずそれを市でしていただく。

これ、最低限必要なこととなります。

次に、先ほど申し上げた、例えば子ども医療費助成というのは、国の方の制度では小児特定慢性疾患、そちらに医療費助成の制度を元に、そこに上乗せして、その小児特定慢性疾患でなくても、どんな病気でもどんな怪我でも医療費を個人負担なしで治療を受けられるという風な制度に条例で定めていただいていると思うんですけれども、国の方の番号法によると、その小児特定慢性疾患については国の制度ですから、これは個人番号が使えるようになるという風に明記されています。

ですけれども、子ども医療費に関しては、それぞれの団体さんごとに、サービス内容ですとかサービスレベル、或いは資格条件というのを条例で定めていらっしゃるかと思います。

もしも、子ども医療費助成のように小児特定慢性疾患の助成に上乘せしている部分について、やはり個人番号を利用した方が、事務が効率的であるという風にお考えの場合は、その子ども医療費の条例に個人情報を使えるように条例改正をしていただく必要があります。

条例には資格ですとか、サービスの条件まで具体的に書かれていないという場合には、条例改正ではなくて、新旧の改正をしていただければ構いませんので、議会对応の必要もないですけれども、可能であれば個人情報保護条例の方で番号利用事務の別表を設けるなどいただくなどすると、更に番号利用できる準備の方が徹底できてよろしいかなという風に思います。

結構、国の制度だけでは住民サービスの品質を保たれる時に、サービスレベルがあんまり、旧来、市町村でやっていただく福祉サービスが、介護保険制度ができたことによって、逆にいえば、国の制度よりも上乘せしたり制限を緩めたり、或いは書き足して、もうちょっと枠を広げたりということをしていらっしゃる団体様が多数あるかと思うんですね。

ただ、今回の番号法では、法律で個人番号を利用していいという風に定められているのは、あくまで法律の範囲ですので、その法律について上乘せしたり書き足したりした部分については条例で対応していただく必要がございますので、もし国の制度は番号を利用する、自治体の独自制度は番号を利用しないということで利用分を分けるのであれば、条例改正の必要はないんですけれども、国の制度と密接に結びついて上乘せしたりしているものについて、個人番号を利用するということになった場合には条例改正というのは必要になります。

特に福祉は、子どもの福祉と高齢者の福祉が考えます。

次に、条例等の改正が済んで、制度的に個人番号が利用できるものだと規定されましたら、その次には個人番号を利用して本人確認したり、或いはさっき添付書類を使わずに、個人番号によって必要な情報を検索できるように、検索、確認できるように業務を見直していただく必要があるかと思います。

例えば、本人確認をするという業務ですとか、それから添付書類をもらうんじゃなくて情報提供ネットワークシステムを使って、情報照会をする、情報照会のフローを追加する。

それから、照会した内容に対して、情報提供がされた、回答が返ってきたらそれを受信して確認して次の認定のフローに入っていくというように、照会と提供のフローが、提供を受けたという確認というフローが追加されますので、そののところを、業務フローを見直していただくと共に、入力情報に個人情報が増える等の、帳票の変更が発生するかと思います。

また、添付書類をいただくなくなりますので、この添付書類によって得た情報を、照会フローの変更ですとか。

それから、住民の方へのお知らせですね。市民便利帳のようなものに、申請手続きについて書かれていて、その申請に必要な書類、というような欄に、所得を証明できるものというようなものがあつた時に、それが番号利用可能なものであれば、添付書欄から外していただくというような市民への周知というのにも必要になってくるかと思います。

それから、その業務フローの見直しが進みましたら、そのフローに沿って業務が出来るように、情報システムの改修というのが必要になってきます。

フローに沿って業務が出来るような改修、それから個人番号の入力という場面、或いは個人番号で検索するという場面を作っていただくと、個別の検索ができるようにデータベースも整備していただく必要があります。

その後、情報提供ネットワークシステムと接続して、情報連携できるようにするという必要がございます。

先ほどのご質問のごさいました、情報照会をしてから、情報提供までにどれくらいのタイムラグがあるんですかということなのですが、このタイムラグをなくすために、情報提供ネットワークシステムに接続された中間サーバーというものに、あらかじめ提供電文を登録しておくという必要がございますので、そこも情報提供ネットワークシステムに接続して、連携できるような準備ということになります。

それから、庁内の情報システムを、例えば福祉のシステムから地方税のシステムで、その中の所得の照会ができるようにするというような、情報システムとその他のシステムは厳密に連携できないようにするべしというような情報もありましたので、庁内ネットワークはそのようになっていないかと思うのですけれども、庁内ネットワークの番号法事務に関しては同一の機関内で番号を利用できるという風に法律に定められている事務については、同一機関内で情報提供可能ですので、システムの方もそのように変えていただくということが必要になります。

それから、一つ申し上げるのを忘れました。

個人情報保護条例の整備のところで、同一の機関内の複数の機関、例えば市町部局と教育委員会とか、同じ団体の中で、市町部局でないところと情報連携を行う際には、番号法の中では別々の機関ということになっていきますので、教育委員会等の、その市町部局でないところと連携をする際には条例の改正を行っていただく、どういうことかと言いますと、市町村が行う業務に関しては、市町村長は何々について個人番号を利用することができるって書かれているんですよ。

市町村長は、個人番号を利用することができるって書かれていますので、その市町村長に当たらない、市町部局以外と連携する時、これは条例が必要となります。

また、庁内ネットワークもそのように整備をお願いしたいと思います。

この内容は、情報システム部門の方、独特のものだと思うんですが、「中間サーバー」という言葉が先ほどから出てきているのですけれども、情報提供ネットワークシステムと皆様いつも使っていらっしゃる業務システムとの間に、中間サーバーというものを設置することになっています。

その中間サーバーのソフトウェアは、国の方で開発してまして、各団体様に無償で交付されることになっています。無償提供されることになっています。

それを接続するハードウェアの調達というのは市町村様の方で用意することになっているのですが、これは昨年の冬に、ハードウェアを全国2ヶ所に集約して、J-LISで運用するということになりましたので、このハードウェアは、原則必要ないんですが、実は、2つ準備が必要で、1つはその中間サーバーの情報提供DBというところに、その回答電文、提供電文を、デー

タ標準という形で登録しておくというのが1つ。それから、番号法、これからちょっと是非見ていただきたいんですけども、ほとんど利用件数がなくて業務システム使っていませんという業務も、個人番号が利用できる事務として指定されています。

例えば、中国残留邦人に関する様々な支援とか、石綿健康被害の被害者に対する療養の給付とか、そういったものが個人番号を利用できる事務、また情報提携できる事務として指定されているんですけども、恐らく全国殆どの団体でそういったシステムを使っているという事はないのではないかと思います。

紙の文書で管理していたり、或いはエクセルベースのもので何か管理していたりとかあるかと思うんですけども、そういった、この中間サーバーも提供できるんですね。

あらかじめ情報を登録するという事は、今回の場合、2つの方法がございまして、1つはそのエクセル等から、提供DBに登録するためのファイルを取得していただきまして、ファイル転送でデータベースに提供DBに登録するという方法と、それから中間サーバーの、クライアントソフトというのが中間サーバーソフトウェアの中に含まれていますので、中間サーバー側のクライアントソフトを、ハードウェアを一台購入していただくというか、或いは今使っているもので兼用していかちよっとまだ決まっていないうんですけども、中間サーバー側の端末を使って、こちらは件数が少ないので都度入力していただくということが必要になってきまして、中間サーバーに関しては原則としてハードウェアはJ-LISが用意するんですが、クライアント端末を利用して都度都度入力をする場合は、その中間サーバーのクライアント端末というのをご準備いただく必要がございまして。

それから、個人情報取得するためには、J-LISというところに住基ネットを使って個人番号の請求をします。

こちら、住民票を取得するときに必要ですので、それだと今の住基CSで事足りるかとは思いますが、ちょっと後ほど申し上げるんですが、実は情報連携の時は、個人番号という見える番号を使うのではなくて、個人番号に代わりまして、機械だけが判読可能な符号というまた新たなものを使います。

その符号というのは、個人番号は見える番号で、かつ、一人1つ、不変のものなんですけど、符号は、機関ごと、個人番号が変わります。

例えば、越谷市さんに住まわれている方の越谷市さんのAさんの符号というものと、その方がもし、草加市さんの軽自動車を登録しているという場合に、草加市さんのAさんの符号というのは、草加市さんと越谷市さんで機関が違うということになりますね。異なる団体さんになりますので、同じAさんでも符号は違うものを使うということになります。

その符号というのはどうやって取得するかというと、これも住基ネットを使って、定率に対して符号生成の請求をするということになりますので、それは、住民票に記載するだけってそれをやるのか、それとも各申請の、窓口対応で符号を取得するのかによって住基ネットに接続する端末というのを、必要な取得も異なってきますので、符合の取得を誰が行うかということ

を検討していただいて、それに応じて、住基CSが必要な場合は、それを増やしていただくという事は必要になってきます。

最後に、これらの準備をするために、特定個人情報保護評価というものをしていただくことが必要になってきます。

特定個人情報保護評価というのは、要は、特定個人情報、個人番号を含む個人情報を保護する仕組みができているかを自己評価する、と考えてください。

個人番号を含む個人情報、特定個人情報を保護するための仕組みがきちんと業務上もシステム上も出来ているかを自己評価する、という風にお考えください。

そういったものをしていただく、要は住民の方に、特定個人情報を安全に運用・管理するために、市として十分な対応を取っているかどうかを自己点検していただいて、それを国の特定個人情報保護委員会というところに提出していただく。こういったことが必要になってきます。

ちょっとその準備の、システム面での整備に関する情報機械、情報提供ネットワークシステムというものがあまして、それは国の方で1つ、運用します。

これから皆さんのところに、業務システムというのがあります。

これを繋ぐためのシステムとして中間サーバーというのがありまして、総務省の個人番号企画室がソフトウェアを一括開発しまして、地方公共団体にてハードウェアを調達し、整備、運用するという事で、これは集約してJ-LISがやりますということになっています。

ここまでは、自治体様の持ち物になりまして、準備が必要になります。

青い部分は、国の方で、番号利用のために必要な環境ということで整備をいたします。

皆さんはここに対して、照会をかける。ここから照会をかけて別なところに行って、こう戻ってきて、ここで提供電文を受け取って、それを業務システムにかえて回答を送るという流れになります。

それから、個人番号の生成は住基ネットを使います。符号の生成にも住基ネットを使います。

マイ・ポータルは、国の方で整備します。マイ・ポータルの法律上の正式名称は「情報提供等記録開示システム」という名称になっています。これが、システム的な準備になります。

それから、業務的な準備としては、業務プロセスの標準化をなるべく進めていただければと思います。

先ほど、照会を受けて提供が来るまでのタイムラグについてご質問がありましたが、いくら自動生成するとはいっても、その中間サーバーに登録しておく前処理のところがバラバラですと、中間サーバーへの確認というところも、1日遅れになってしまうという可能性が無きにしも非ずですので、なるべく番号制度を利用する業務に関しては、まあ国の方で標準的な業務の符号のサンプルっていうのを、恐らく来週、再来週くらいには公開する予定になっていますので、それを見ながら、今の業務フローがどうなっているか等を確認しながらチェックをしていただいて、なるべく標準的な業務フローにさせていただければという風に思います。

その後、特定個人情報保護評価というのをしていただく。

これが大きな流れになります。

スケジュールなんですけれども、次の次のページを見ていただきますと、今まで、ここまで申し上げていたスケジュールなんです、個人情報の利用というのは平成28年の1月に開始されます。

これに先駆けて、平成27年の10月くらいから番号の通知というのが開始されます。

一方、情報提供ネットワークシステムを使った情報連携なんですけれども、情報提供ネットワークシステムの整備というのが平成28年の、これが大体6月くらいまでに終わることになっています。

これは国が作った案ですね、「情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト」というのがございまして、というのも、情報提供ネットワークシステムに接続する機関ってものすごい数になります。

まず、市町村都道府県で1,750ですかね、ありまして、更に健康保険組合が大体、約1,400あるんです。それだけでも3,000超えるんですけれども、その他に、共済、各種共済組合ですとか、ハローワークですとか、年金機構ですとかっていうことになりまして、約6,500くらいの機関が、この情報提供ネットワークシステムに接続しますので、その接続テストをするのに大体1年、見積もっています。

ここに是非、地方公共団体様も、この接続テストの参加をしていただくというご協力のお願いというのはこの頃かと思うんですけれども、平成28年の大体夏ぐらいから、このテストに参加できるように予め庁内システムの方を、改修を終わらせて、庁内で税と住基とか、種々のシステムの連携テストを、平成28年、27年度の年度末あたりにやっていただいて、平成28年度の明けたらすぐに、この総合運用テストというものに参加いただくということが必要になってきます。

これ、国の方が示した地方公共団体様の関連部署ということで色がついたところなんですけれども、まああんな色々な部署名があるかと思うんですが、この辺り、中心的なところなんです、その他に、先ほどあの、支払い調書ですとか、共済の加入事務というのも、今回番号使いますよという法整備なんですけど、そこが入ります。

それから、まあ、教育委員会も、情報照会が決まったり情報提供をする、行ったりする機関になりますので、こちらのほうも関係はしてくるというのが考えられます。

先ほど言葉で申し上げたところで、まずはその予算措置ですとか条例改正ですとか業務の見直しというのをさせていただいて、システムの改修をしたり、或いは住民への周知をさせていただく、という作業が、平成28年の1月よりも前に、もう済んでいないと平成28年4月からは番号の運用ができないということになります。

平成28年4月という、先のような気がしますが、平成27年度中にやりますので、来年度にはもう番号の利用ができるように、準備をしておいて、まあシステム改修、住民への周知くらいまでの準備をさせていただく。

住民への周知は、添付書類等が不要になりますのは平成29年の夏からですので、こちら、その、情報提供への添付書類の方についてはまだ後でもいいんですが、本人確認のために通知カ

ードか個人番号カードを持って来てくださいますとか、或いは個人番号というものが皆さんのところに行きますよというようなお知らせというのは、国の方でもすることにはなっているんですが、結局、お問い合わせですとか、何か分かんないのが届いちゃったんだけど、これ何、とかいうことになると、皆さんの業務が増えるだけです、なるべく予めの周知というのはしておいていただいた方が、用がスムーズかなという風に思います。

その業務を見直して、まあ、情報システムのご担当の方は、これまでも国の方からしばしば通知等が来て、ある程度準備の方も心構えが出来ているのではないかなと思うんですが、皆さん、業務をご担当の皆さんは、これまであまりまだ、事務とどう関係があるのかというようなことも、なかなか理解される機会もなかったかと思しますので、まず何をさせていただきたいかという事で、番号法の説明からさせていただきたい。

番号法は、正式な名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という名前なんです、こちらの方に、読んだ事がある方いらっしゃいますか。

そんなに長い法律ではないんですが、あの、読むとなるとそれなりに努力が必要かと思しますので、まず構成をお話しておきます。

番号法では、第1章が、番号法の目的と用語の定義ということが書かれております。

第2章が個人番号について、まあ個人番号の利用ですとか、第3章が個人番号カードについて、それから第4章が特定個人情報の提供、これは情報連携に関わる文です。で、第7章が法人番号で、個人番号のことだけが色々今、今日もお話しているんですが、実は法人に対しての法人番号というのが付番されます。これは国税庁長官が付番しまして、これは法人番号の方は、法人番号は利用が自由です。ただ、本店しか付番されていませんので、皆さん実際上は事業所単位でないとなかなか使えないのではないかなと思しますので、まあちょっとこちらは、早急に考えなくてもよろしいかと思します。

まずは、この1章から4章のところまでが皆さんに関係しますところで、特に、この用語の定義というところ、こちらには、これから番号制度対応の準備をしていただく時に、先ほど申し上げた「特定個人情報」という言葉って何だったとか、「情報照会」って何とか、そういったことになりますので、ここだけはちゃんと読んでいただければ。

それを資料で主に、必ず知っておいていただきたい言葉だけをピックアップいたしましたので、こちらを見ていただければと思います。

まず「個人番号」、「個人番号カード」というのは先ほど申し上げました。

それから「特定個人情報」、個人番号又は符号等を含む個人情報ということで、この後すごくよく出てくると思します。

その電子ファイルを「特定個人情報ファイル」という風に言います。これは、特定秘密法案通りでしたが、あれと違って、ちゃんと定義がものすごく明確で、個人番号も個人情報ということになっています。

それから「個人番号利用事務」というものがあるんですけども、個人番号を利用していいですよという事務について書かれています。これは、また後ほど説明します。個人番号を利用していいですよという事務が、「個人番号利用事務」になります。

それから、支払い調書ですとかを書くという事務ですね、要は職員さん単位の事務については「個人番号関係事務」という名前になっていますので、「個人番号利用事務」というのは住民の方に対するサービスに関して、個人番号を使っていい事務、それから、「個人番号関係事務」は職員さんとか、あと支払いをする個人について、番号を利用する事務のことを言います。

それからそれぞれの実施者。

それから、「情報提供ネットワークシステム」というのは、情報提供に使うシステムです。

少し飛びまして、個人情報の利用範囲というのが、番号法の第9条に書かれています。

番号法の中に、別表が2つ付いています。別表の第一というものと、別表の第二というものが付いています。

こちらは必ず見てください。通常業務が、別表第一に書かれている場合は個人番号を利用する事務になります。

別表第二に書かれている時は情報連携する事務になります。

それぞれの見方をちょっと飛びまして、43ページ以降のところでご説明します。

まず、特定個人情報、この種類が44ページの表、別表第一というのが、このあと是非検索してみてください。番号法で検索すると、番号法が出てくるんですけども、そこに別表第一というのと別表第二というのが必ずそこに付いています。

別表第一というのは、「個人番号を利用していい事務」になりまして、法制としては、法律ですので本当は縦に書かれているんですけど、上欄に「個人番号を扱ってよい機関」が書かれていて、下欄に、「個人番号を扱ってよい手続き、業務」が書かれています。

例えば、これ、このままもって来たんですが、市町村長は、身体障害者福祉法による障害福祉サービス等々の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。これについて個人番号を利用していいですよと書かれているものになります。

上欄に「市町村長」と書かれている場合は、市町村の事務になります。その他に、「教育委員長」とか「教育委員会」とか書かれている時も、市の教育委員会ですと、まあ皆さんのところの事務になるかと思います。あと、「医療保険者」という名前で出てくる場合があります。医療保険者でまあ、健康保険協会や、健康保険組合がありますよね。国民健康保険や後期高齢者医療制度というのは市町村が運用しているものでもありますので、こちら、ここに「市町村長」と書かれていなくても、「医療保険者」とか書かれている場合ですとか、「市の教育委員会」「市の教育委員長」と書かれている場合は、市町村の事務になります。

また、確か越谷市様は来年から中核市になられるということなんですけど、大都市特例というものの中で、都道府県知事が行うことになっている事務の内、中核市で指定都市が中核市で行う事務というのがありますので、「都道府県知事等」となっていますが、越谷市さんのように中核市になった、もう番号制度が運用される時には中核市になっているかと思っていますので、その

場合は、「都道府県知事等」とか書いていても安心せずに、その中で、地方自治法によって大都市特例となっているものに関しては、市町村様の事務ということになります。

今日第1部のまず、上欄と、2、市町村長、市の教育委員会、委員長、医療保険者、まあ都道府県知事とか、もちろん中核市っていうところが出てきたら、それに対応した事務というのは個人番号を利用する事務になりますので、ここは必ず見てください。

別表第一は、97個の事務に分かれているんですけども、自治体様が関係するのは46あります。まあ半分は、自治体様が担当する分となります。

それから、次に、別表第二というものがあまして、こちらは、少し複雑な表になっています。第一欄から第四欄まであります。是非現物を見ていただきたいんですが、第一欄は、「情報照会できる機関」が書かれています。先ほどのように、市町村長と書かれていたり、医療保険者と書かれていたりする時は、情報照会が出来る機関が、第一欄に書かれています。

そして、第二欄には、「情報照会してもよい手続き」が書かれています。

第三欄は、「情報提供すべき機関」が書かれています。誰が・誰に対して・どんな手続きで、っていうのが書かれています。

最後の第四欄に「情報提供すべき特定個人情報」が定められています。何を、に当たるところですね。

第一欄に書かれている機関は、第三欄に書かれている機関に対して、第二欄の目的で、第四欄の情報を照会することができるということになります。

逆にいうと、番号法では、情報照会を受けたら情報提供をしなくてはならないのが、第19条に書かれていますので、第三欄、この市町村長とか、国民健康保険組合とか、医療保険者とか出てきた場合は、この第四欄に書かれた情報を必ず情報提供しなくてはなりませんので、ここに情報提供する時、特にその業務課さんと情報システムのご担当は、システム的な対応は必ず必要になりますので、番号法上の義務になっていますので、別表第二というのが、別表第一と合わせて、これだけはちょっと皆様で見ていただいて、自分がいつもやっている業務というのが、別表の第一、第二のどこかに登場しないかというのをご確認をいただきたいと思います。

それが出てきた場合は、番号の統括担当の方、或いは情報システムの方とご相談の上、その対応をして、先ほど申し上げた、業務フローの見直しですとか、情報システムの見直しですとかをしていただくこととなります。

別表第二は、全部で119あるんですが、地方公共団体が情報照会者、第一欄、または情報提供者、第三欄に出てくるものは、102あります、もう殆どが、自治体様の事務ということになりますので、特に、この情報提供者のところ、主として地方税関係情報、地方税の情報が出てくるんですけども、情報提供者として相当します。ここを集中的に見ていただきたいと思います。

ここからは、ちょっと情報連携の仕組みについて書かせていただきましたので、ここは情報システムのほうの方、是非見てください。

既に前回、埼玉県の電子自治体推進会議様の方でもご説明させていただきましたが、ここはちょっと今日はやめさせていただきます。

(2) 特定個人情報保護評価について

業務担当課に、関係が深いものとして、「特定個人情報保護評価」というものがあります。

ここは情報システム部門の方だけでは対応できないものになりますので、是非、業務課さんとシステム課さんと連携して、ご整備をお願いしたいところでございます。

「特定個人情報保護評価」というものなんですけれども、特定個人情報を、個人ファイルを含む個人情報、特定個人情報をほぼ安全・安心に使うような仕組みをちゃんと通っているということをご自己評価するというものになります。

特定個人情報というのは、個人番号を含めて個人情報なんですけど、それを電子化した電子ファイルを「特定個人情報ファイル」と言います。個人番号を含む個人情報を電子化したファイルということになります。

この考え方は、少し難しいので、今日ご説明をしたいと思っております。

特定個人情報ファイル、個人情報を含む非常に奇特定の個人情報を、しかも情報提携によって他団体とやりとりをする情報ファイルですから、十分に注意が必要です。

その十分な注意を払っているかどうかというものを、自己評価していただくのが、「特定個人情報保護評価」と言います。

プライバシーインパクトアセスメントという、まあ要は、特定個人情報を安全に運用する仕組みが整っているかを自己評価するという、まあ行政の方から見るとそうなんですけど、個人の、国民の方から見ると、自分のプライバシーに関して、どれくらいインパクトがあるだろうか、説明をするということになります。

PIAというような呼び方で、最近、情報システムから、業務課さんにPIAに協力してくださいねなんて依頼がいつているかも知れないんですが、PIA、または特定個人情報保護評価というものを作ることになります。

特定個人情報保護評価は、業務ごとに行う必要があります。

例えば地方税の業務で、地方税の業務に携わっているご担当者とその方が使うシステムについて評価をする、というようなことになります。

その範囲なんですけれども、例えば住民総合システムを使っていて、税も福祉も住基も全部一緒になっているという場合でも、先ほどの別表の単位で、あと、考え方としては、システムとしては大きなシステムになっているんだけど、いくつか分かれていて、地方税の担当の方は自分の分しか見ない、税のところしか見ない。住民課の人は、その分しか見ないという風な、制限がされていたら、その範囲も行っていただく必要があります。

それから、特定個人情報、個人番号を含む個人情報を特定個人情報とって、その電子ファイルも申し上げたんですが、この業務システムの中に、個人情報が入っていて、でもこの業務システムそのものには個人番号は使っていません、例えば、納税者番号で管理していますの

で、そういう場合でも情報連携するために、恐らく、これから各業務システムを統一のキーで結ぶための統合宛名システムというのをご用意いただくと思うんですが、そこに個人情報が含まれていて、その統合宛名システムと税システムをこう、接続してこのあと情報連携を庁内でやっていただくことになると思うんですが、この統合宛名システムの中に個人番号が入っていて、その個人番号と納税者番号で管理している地方税システムの間で、その個人を特定して、こっちの番号に紐付けられる仕組みが出来ている場合は、これは特定個人情報ファイルというものに該当します。

要は、個人番号と紐付け可能なら、データベースが分かれていたとしても、その情報は特定個人情報ファイルとなりますので、例えば、夏に個人番号、個人情報がとっていても、業務システムだけでしか、あ、すいません、業務番号だけとしか、例えば納税番号でしか管理してません、個人番号とは全然切り離されてます、アクセス制御されていますという場合は、特定個人情報ファイルではないんですが、業務番号は、いつも連携はしているけども、個人番号が入っている、どこかに接続可能で紐付け可能となった場合には、それは個人情報ファイルに該当します。

まあ見ていただいて、個人番号で紐付けられるような状態になっている場合は、特定個人情報ファイルというものに該当しまして、それを扱って業務をされている場合は、その業務について、「特定個人情報保護評価」という自己チェックをしていただくこととなります。いいでしょうか。

個人番号と紐付く状態で業務をなさっている場合は、「特定個人情報保護評価」、PIAの対象となります。

例えその業務システムの中に個人番号のデータベースが入っていなくても、紐付け可能となっていればPIAの対象となりますので、まあ殆どの場合、先ほどの別表第二の、別表第二の第一欄または第三欄に、登場している業務の欄に、市町村って書いてあって、第二欄にある業務を担当していて、第四欄に特定個人情報、第四欄の情報を扱う方は、全員「特定個人情報保護評価」の評価の対象となりますので、別表第二をよく見てくださいということになります。この絵の中は、自分はこの業務システムの中の個人番号に紐付けられるものはないんだけど、ここにもアクセスできますということになると、このグリーンの部分の、これを個人情報と紐付けられるものとする、ここはもう、アクセス可能な範囲が全て特定個人情報ファイルとなります。

ブルーのように、この個人情報が入っているところにはもうアクセスできず、個人番号とは紐付けが不可能という範囲で業務されている場合は、これは、特定個人情報ファイル取り扱い者ではないので、ここの評価はありません。

ここ、普段使っているファイルなんだけれども、個人番号と紐付け可能な範囲はこのデータベースに入っているものだけという場合は、このデータベースを使って業務をしている範囲がPIAの対象になるということになります。

対象になったら、どういう事をしていただくかという、まず「しきい値判断」というものをしていただきます。その取り扱ってる特定個人情報ファイルの数が何名分かというのを見ます。何人分かです。

同じ人の情報が、例えば、1つの地方税システムの中に固定資産税も持ってるし、軽自動車税も持ってるし、住民税も持っていて、3個で特定個人情報ファイルを持っているとしても、1人の人のものであれば、1件と考えます。

何人分の特定個人情報ファイルを持っているかというのはまず確認していただきます。

これ情報システムのご担当とか、もうベンダーさんをお願いするのがいいかなあと思うんですけど、何人分の特定個人情報ファイルを持っているかの判断をしてください。

これを「しきい値判断」と言います。

それが、1万人以上だと、ちょっとこちら面倒臭いですが、評価の対象になります。

人口が、例えば10万人とかいても、1万に対しても3人です、とかそういう場合は、その特定個人情報ファイルは1,000人未満でしょうから、その場合は基礎項目評価というものだけで構いません。

まあ基礎項目評価というのは、「しきい値判断」をした結果だけ、という事になります。

そうではなくて、1万人以上10万人未満の場合は、今度は「取扱者は何人か」ということを見ていただきます。

その業務担当の職員方と、それから業務委託をしている会社の人数を足してですね、500人以上います。

500人未満の場合は先ほどの「しきい値評価」だけで構いません。

ここ500人を超えると、基礎項目評価に加え、「重点項目評価」というのもしていただく必要があります。

更に10万人以上30万人未満の場合で、特定個人情報取扱者が500人以上、ここ分かれるんですが、以上の場合は「全項目評価」というものをしていただくことになります。

更に、「しきい値判断」、対象人数が30万人以上というところになりますと、「全項目評価」が必ず必要になります。

越谷市さんは36万人、人口がおりますので、例えば住民記録になりますと完全に「全項目評価」になります。

草加市さん26万人と思うんですが、あの、転出入の予定者を転出者、もう特定個人情報が持ってらっしゃる機関があると思いますので、そこ加えて、30万人以上になっている場合は、まあ人口超えている可能性が当然ありますね。

その辺りを何人分の特定個人情報のファイルを持っているかということで、基礎評価書のルールが違ってきますが、まずはこれをやっていただくということになります。

いつまでにやらなければいけないかということなんですけれども、システム改修をする前にやる必要があります。

恐らく今日話している市町村さんの皆さんは、まだシステム改修していないと思いますので、システム改修をする際に、なるべく業務要件の定義の段階でしていただくのが望ましいんですが、それ以降も、実際にプログラミングの前までに実施していただく必要があります。

ただし、業務要件の定義段階のところ、ある程度の準備をしていただく必要があります。というのは、自分で自己評価してそれで終わりというものではなくて、特定個人情報保護評価をして、評価の実施っていうのは、評価する公開前までっていうことになっているんですけど、評価書の公開っていうのは何かと言いますと、まず自己チェックをしていただきます。評価基準書、評価書というのがありますので、所定の用紙がありますので、その所定の用紙に従って自己チェックをしていただいて、その結果を、30万人以上分ある場合は、必ず公表をしていただく必要がある。パブコメですね。

更に30万人以上の場合、第三者チェックというものをしていただく必要があります。個人情報保護委員会ですとか、或いは監査法人で第三者チェックをしていただく必要があります。

パブコメをして第三者チェックをして、その上で特定個人情報保護委員会という、ここ、特別な第三者委員会となりますが、そこに申請して、承認されて、その結果を特定個人情報保護委員会が公表するまでが、この「特定個人情報保護評価」の実施という事になりますので、その、要はパブコメですとかをやっているのに、結構まあ、2,3週間とか1ヶ月とかかかりますので、まあこの要件定義段階で自己評価を終えて、それ以降のパブコメですとか第三者チェックを基本設計・詳細設計の制定でやっていただいて、民間に提出して承認を得るといような段取りでやっていただく必要があるかと思います。

一回やれば終わりというものじゃなくて、5年ごとに再評価の実施が義務付けられていますし、また、恐らく、システム公開する前に、システム改修をすると仕組みが変わってくると思いますので、改修のみ修正をして再提出という必要がございます。

ですので、この自己評価、チェックリストを設けて点検を定期的に行うようにしてください。

その中で、特に業務課の皆様に行っていただかないと、ベンダーさんにシステムの担当ではできない事というのがあります。基礎項目評価、一番簡単なものでも、情報提供、あ、まずは個人情報を利用する根拠というのをちゃんと法令化の根拠を書く必要があります。

別表第一の、或いは別表第二の第何の事務にあって、その省令で書かれたものとなりますので、そっちの主務省令を書き、或いは条例で定めているのであれば条例の第何条というところまでを書くと、それが個人番号の利用の根拠、それから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携についても、別表第二の第何条のどの事務であって、かつ、その主務省令の中のどれに該当しますという事をここに書く必要がございますので、このところ、是非業務課さんの方で協力していただければという風に思います。

最後ちょっと駆け足になってしまいましたが、最後に番号制度に関する所管と役割を簡単に説明します。

国の方の所管なんですけど、まず番号制度の、総合的な担当というのは内閣官房 社会保障改革担当室というところになります。ここが、番号制度の色々な事を中心的に考えているところで、番号制度に関するホームページ等もここが作っています。

それから情報提供ネットワークシステムに関しては、総務省の大臣官房 個人番号企画室というところが運用する事になります。中間サーバーというものも、ここが作っています。

それから、個人番号の付番ですとか符号の付番に関しては自治行政局の住民制度課というところが担当していて、具体的にはJ-LISさんに委託しているという事になります。

その後は、だいたい番号制度に関わっているところになります。

あと、地方情報化推進室さんの方で、そもそも自治体システムの標準化をさせてますので、その関係でここも関係するかと思います。

色々なセクションから色々な資料が出てくる、これからどんどんどん出てくるんですが、何を担当されているところから出てくる資料かを知っておくと、まあ大体把握しておけばいいのかなという事も分かってくるかと思いますので、どこから出てくる資料かで、読むポイントとかも、これは全部担当するとかだ、これは中間サーバーを担当するとか、あたりをつけながら読んでいただければという風に思います。

最後駆け足になってしまったんですが、以上で本日の研修第二部を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔司会〕

前田先生ありがとうございました。

ここで、第二部が終了いたしましたので、特定個人情報保護評価についてですとか、研修全体に関する事でも結構ですので、ご質問をお受けしたいと思います。

第一部と同様に、ご質問がある方は挙手をしていただきまして、市町名、所属名、氏名を伝えてからご質問いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、質問がある方は挙手をお願いいたします。

「草加市です。よろしく願いいたします。

ちょっと揚げ足を取るみたいな感じになってしまうんですけど、一応確認という事で、先ほどあの、しきい値判断の部分で、1,000人未満は基礎項目評価ですねっていう風にいわれたかと思うんですけど、1,000人未満の場合は評価自体はしなくていいんだと思うんです。」

<前田先生>

あ、失礼しました。そうですね、しきい値判断のみです、ごめんなさい。

しきい値判断のみです、はい。

「何か1,000人以上が対象で、未満は評価自体しないでいいってなっていたと思った。」

後は30万人以上の場合、公表をしますという表現をされたかと思うんですけど、あの市で、パブコメの条例なんかを定めるところが多くて、決まりって色々あるんですよ、こういった手続きをなさいますとか、これ何ヶ月程度とか、そういったパブコメとか背景にないと思うんですけども、何かこうして意見を送りなさいとか、そういう表現があったと思うんで、まあそれをどの程度吸い上げるのか、まあ簡易的に公表をしていけるのかどうか、その辺は市町村の判断に委ねられているという解釈でよろしいですか。」

<前田先生>

と、思います。正式な書き方としては、国民の意見、国民の意見調書と書かれているんですね。

要はパブコメ条例で、パブコメ条例そのものが国民の意見聴取、という言葉を使っていると、解決してしまうかと思うんですよ。

なので、それはパブコメ条例による、という、すいません、不明瞭な回答なんですけど。

「はい、あとはもう一点で、ここが一番気になってるところなんですけど、あの、市にとって一番重要な部分っていうのが、設定を見て、情報を提供しなくちゃいけない、これを処理しないといけないという部分は重要かと思うんですけど、去年の7月にガイドラインが出来て、その中で、市はこういうのを提供しなさいと、ここでは主体が厚生労働大臣だったり、都道府県知事だという部分が入っていると思うんですけど、で、11月にデータレイアウトが出来て、その中で、主体ってものがあるって、その右側の列に、主催と主体っていうものがあるって、ここに市町村が入っていたと思うんですよ。

ここから解釈すると、主体がまあ例えば県であっても、自治体提供者が、まあこの多分、法でね、委任されていて市がやっているものだと思うんですけど、実際の提供主体が自治体が市になっている部分があると思うんですね。

そういったものも当然において対応しなきゃいけないのか、その場合、例えば市から直接中間サーバーに行く形でいいのか。県と市では同じものになっているものもあるかと思うんですけど、その場合どちらに義務があるのか、この辺ちょっとお伺いしたいんですが。」

<前田先生>

「はい、えっとまず提供者の場合、提供者の特定なんですけれども、ええと公表が遅れに遅れているのですが、主務省令施行に実際の主体が書かれているところになります。

その主務省令施行を元に、情報提供ネットワークシステムによって、照会していい項目の許可証発行リストみたいな、要は照会していいですかっていう、その情報を流していいかっていうのをチェックするリストを作る事になっていまして、そのチェックリストに入っていないところとか、相手先もそこに入っていない場合は、まずその照会が行かない仕組みになっています。

ですので、ええと、その別表の第一欄、第二欄、第三欄、第四欄もその主務省令によって明瞭に定めたものによって照会電文が初めて通過するという仕組みになっておりますので、その主務省令によります。

ただし11月に出た、主務省令事項のところはかなり書いた、省庁の受け取ったものによってばらつきがあって、主務省令上の大都市特例を見ながら、明解に書いてあるところもあれば、そうでもないところもあって、今、それを精査しているという事も聞いていますので、その正式版が出るのが、本当は最終的な判断材料になると、なりますね、はい。

「分かりました。ではあの、まあ市町村とか書いてない部分についても、まあ出るかもしれない、それは主務省令でも出ないとはっきりしないって事ですね。」

<前田先生>

えっと、都道府県知事等と書かれているものは、明らかにですね、大都市特例のものを含んでいるので、まず該当します。

まず大都市特例になっていれば、はい。」

「分かりました。ありがとうございました。」

[司会]

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

「越谷市です。

番号制度の体制のところ、ちょっとご質問させていただきたいんですが、こちら一応、図解で、色分けでどこのポジションが何をするというところが、一応書かれているところではあると思うんですが、それぞれもうちょっと強調して、このような対応をすべき、何をすべきとかっていう回答をしていただきたいなっていうところと、あとですね、現行のですけども、条例体制等が必要になるような部分があると思いますが、これまでの条例は改正しなければならないというものがあれば、そこら辺についても、解説をしていただけたらと思います。よろしくお願ひ致します。」

<前田先生>

はい。これは国の方の資料をそのまま持ってきたんで、標準的な組織ってことで作ってあるものなんですけれども、最終的には別表第一、第二と主務省令を見ていただきたいと思うんですけども、この緑色のところは人給ですとか評価ってとこでご案内させていただきました。

税務課さんの、個人カード利用事務については、地方税全てになりまして、情報提携についていうと、その主務省令を見ていただければ分かるんですが、個人住民税のみが情報提供の対象事務になります。

それから、国民年金課様は恐らく、これは主ではないと思います。あの、住民の利便性のために、年金の提出の受付をして、年金機構に出していると思いますので、主ではないと思うんですが、一応番号を取り扱うということで、見といてください。

高齢者のところは、後期高齢者医療ですとか、あとは、介護保険関係の業務が担当されている場合、ここになります。

それと、障がい者は、障がい者自立支援法と、それから障がい者自立支援法ができる前の、各種福祉ケアとか、そういったところが業務の担当になりまして、ええと、子どもに関していうと、児童手当、児童病手当て、あ、障がい者とも連携してどちらかになってらっしゃると思われるんですが、特別傷病手当とか、後は、小児特定疾患とか、子どもの福祉に関係するものになります。

今後は、石綿健康とか、原爆被害とかもあると思います。

で、市営住宅は、高齢住宅と介護住宅ですかね。

あと、そうだ、防災課関連などで、ここら辺は、災害対策基本法が昨年10月に改正されて、被災台帳を作ることになっています。その被災者台帳番号をどちらの課がやられてるいいのかは分からないんですが、対象となると思います。

農業者年金は農林課の事務では恐らくは明らかに間違いで、と実は思っておりまして、ここはいわゆる皆さんの考える農林課さんの事務ではなくて、国の方でいうと、農業共済が入るんで、国の方の間違いなんではないかと思えます。

政策企画って書かれているのは恐らく、多分、所管をここがやられるのがいい、やられるのがいいんじゃないのということで書かれていると思うんですけども、色んな市町村さんを見て、ここが番号の統括担当になられているところもあれば、総務課さんがなさっているところもありました。

あ、あと総務課さん、条例改正って恐らくこの条例ご担当って総務課さんでらっしゃるんじゃないかと思うんで、条例対応になるんじゃないかというレベルでいいんですかね。

あと、個人情報保護条例の改正部分なんですけれども、先にお話がありました通り、番号法の第29条、第30条に、行政機関及び独立行政法人における個人情報保護法の読み替えの一覧表が出ています。

法律に関してはその読み替え規定のところはそのまま読み替えで規定されているんですけども、同じ個人情報保護法に関しても、国は、行政機関の国の保護法なんですけど、実際のものは団体ごとの届けになりますので、読み替え該当の部分は確実に条例改正対象になります。

主としては、個人情報の定義外利用の部分が、要は番号法で、個人番号を利用していいですよっていう事務については、ご本人の同意を得なくても、予め同意を得なくても番号を利用できますので、まずその部分ですね。

番号法に個人番号が利用できることになっていたり、情報連携ができるようになっていたりすることで、条例がなくても、番号法によって個人番号を利用できるようになりますので、番号法に抵触する部分がまずあります。

それから、マイ・ポータルを通じて個人番号を利用した業務についての利用の停止ですとか、変更ですとか請求ができますので、情報交換連携が、個人情報保護条例の中で、その公開の請求手続について書面でとか、用紙で書かれている場合は、マイ・ポータルからのオンラインで請求が可能となりますので、まずオンラインで請求できるようになることという事と、それから手数料を、情報公開の時の手数料を条例で定めている場合は、オンラインがあれば恐らく無料となりますので、手数料の減免というのが追加で必要になるかと思います。

それと、番号法で、利用停止請求等とか、あと、情報提供記録の提供請求が法定代理人だけではなくて、民間代理人でも可って書いてあるんで、情報公開条例などで、利用の停止請求について法定代理人と明記されている、代理人の定義を明記されている場合は、法定代理人または民間に、という風に代理人を追加していただく必要が、これが最低限必要なこととなります。

その他、先ほども申し上げた子ども医療費助成のように、独自に条例を設けて提供されているサービスについて、個人番号を利用する場合は、その元となる条例の改正をしていくということになります。

「ありがとうございました。」

<司会>

他にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで質疑を終了とさせていただきます。

改めまして、前田先生に盛大な拍手を持って感謝の意をお示ししたいと思います。

以上を持ちまして、埼玉県東南部都市連絡調整会議 社会保障・税番号制度研修を終了いたします。

なお、お帰りの前に、アンケートのご記入をお願いいたします。

アンケートは、ご記入いただきましたら、こちらの会場を出たところのホワイエに回収箱がございますので、そちらに入れていただきたいと思います。

それでは、お忘れ物等ございませんよう、お気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。